

年末年始の取り扱いについて

年末年始の「ふるさと納税」に係る取り扱いは、誠に勝手ながら下記のとおりとさせていただきますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

令和4年中の寄附として寄附金税額控除を受けるためには、下記期限内の手続きが必要となります。期限を過ぎてお支払いいただいたものは令和5年中の寄附となりますので、お早目のお手続きをお願い致します。

■クレジットカード決済の場合

令和4年12月31日（土曜）まで

◆納付書払い（銀行）・払込取扱票払い（郵便局）の場合 （申し込み12月16日必着）

令和4年12月31日（土曜）までに各金融機関で納付してください。

■現金書留の場合 （申し込み12月16日必着）

令和4年12月27日（火曜）必着

クレジットカード決済以外の寄附について、お申し込みが令和4年12月17日（土曜）以降のものは、令和5年1月4日（水曜）以降にご案内・納付書等を発送させていただきます。この場合、令和5年中の寄附となりますのでご注意ください。

■ワンストップ特例申請書の提出期限について

令和4年分の申告特例申請書及び変更届は、令和5年1月10日（火曜）必着にて、下記宛先までご提出ください。

（提出先）〒673-8686 兵庫県明石市中崎1丁目5-1
明石市役所 シティセールス課 ふるさと納税担当

※ワンストップ特例申請書につきまして、申請書の紛失など再送付をご希望の場合、年末年始の郵送は大変込み合うことが予想されますので令和4年12月19日（月曜）までにお申し付けください。

令和4年12月29日（木曜）から令和5年1月3日（火曜）までの期間は明石市役所が閉庁となりますので、この間にいただきましたお問い合わせにつきましては令和5年1月4日（水曜）以降の対応とさせていただきます。